

NPO 法人みなと計画「みなと会員規約」

第 1 条（目的）

NPO 法人みなと計画（以下「当法人」という。）は、みなと会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第 2 条（会員の定義）

みなと会員（以下「会員」という。）とは、当法人の活動の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加できる個人の会員をいう。

第 3 条（入会）

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入して、当法人の WEB サイトから申し込むか、当法人に FAX、E-mail、または直接提出することとする。年会費は振込または現金による受付とし、申込書の受領後一ヶ月以内を目途に年会費の振込を行い、事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

第 4 条（年会費）

会員の年会費は 3,000 円とする。

第 5 条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 反社会的行為ならびに反社会的勢力に与する者であった場合
- (4) 年会費を指定期限日が過ぎても未納の場合

第 6 条（会員資格及び有効期間）

- (1) 会員の資格有効期間は、当法人決算月末日（毎年 12 月 31 日）までとする。
- (2) 前項に定める有効期間満了後、当法人からの案内による更新手続きの完了をもって、当法人決算月末日まで延長するものとする。以後も同様とする。但し、会員の年会費は、更新の場合でも、支払い日に関わらず 1 年分の金額とする。
- (3) 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- (4) 会員資格の譲渡、貸与、売買等をすることはできない。

第 7 条（議決権）

会員は当法人の総会における議決権を有さない。

第 8 条（会員情報の変更）

- (1) 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。
- (2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第 9 条（会員情報等の公開）

- (1) 当法人は会員情報を原則として外部に公開しない。
- (2) 会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライベート情報を警察または関連諸機関などに通知することがある。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライベート情報やアクセスログに関する情報開示を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがある。
- (3) 会員は当法人の上記対応が法令に従って行われる限りこれに異議をとなえないものとし、当法人は責任を負わない。

第 10 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 本規約に違反したとき。
- (5) 除名されたとき。

第 11 条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。この会員規約に違反したとき。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第 12 条（退会）

会員は、任意の退会届を提出することにより、退会することができる。

第 13 条（拠出金品の不返還）

既に納入した入会金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 14 条（禁止事項）

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

第 16 条（免責）

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとします。

第 17 条（損害賠償）

- (1) 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
- (2) 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第 18 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

附則

この規定は 2019 年 4 月 30 日より施行する。